

当ニュースレターは、RSM Globalの英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

## 国際会計基準審議会(IASB)の最新情報

当ニュースレターは、以下の月に開催されたIASBの会合において行われた議論から生じた重要な事項の要約である。

- 2023年4月11日
- 2023年4月25日~27日
- 2023年5月3日
- 2023年5月22日~24日
- 2023年6月20日~22日

IASBによって公表された原文は、[こちら](#)で確認することができる。

## IAS 第 12 号「法人所得税」及び IFRS for

## SMEs 「国際的な税制改革-第二の柱モデルルー

## ル」の改訂

IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」を次のように修正することを決定した。

- 企業が第 2 の柱となる法人所得税に関連する繰延税金資産および繰延税金負債に関する情報を認識し、開示するための IAS 第 12 号の要求事項に一時的な例外を導入する。
- 期間を定めずに一時的な例外を強制とする。
- 特に、第 2 の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間について、第 2 の柱モデルルールが発効する前後に特定の情報を開示する。
- 企業に対し、修正の公表後直ちに、一時的な例外を遡及的適用することを要求する。
- 企業に対し、2023 年 12 月 31 日以前に終了する期中報告期間に係る期中財務報告書において開示要求を適用することを求めず、2023 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に開示要求を適用することを要求する。

IASB は 2023 年 5 月に IAS 第 12 号の修正を公表した。

IASB は、第 2 の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間に新たな開示要求を導入しないことを除いて、IFRS for SMEs と同様の修正を行うことを決定した。2023 年 6 月に発行された公開草案は、2023 年 7 月 17 日までコメントを受け付けている。

## 基本財務諸表

### 1. 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業

IASB は、次のことを実施した。

a) すべての企業に対し、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書における投資区分に分類することを要求するという暫定的な決定を再確認した。

b) 関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含む類似の企業に保有されているか、又は当該企業をを通じて間接的に保有されている場合に、IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択をすることを認めるという経過措置を設けることを暫定的に決定した。

c) 持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業から受け取った配当金を、その他の受領した配当について適用される要件を適用し、キャッシュ・フロー計算書の単一の区分に分類することを暫定的に決定した。

### 2. 経営者業績指標及び IFRS 第 8 号「事業セグメント」に関連する論点

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

a) 経営者業績指標とは、企業全体としての業績に対する経営者の見方を反映した指標であることを明確にする。

b) 企業が IFRS 第 8 号において開示する事業セグメント情報の一部と同一の経営者業績指標がある場合、企業は、以下のいずれかの場合に限り、当該経営者業績指標に関する情報を事業セグメント情報と同じ注記において開示することができる。

i. その注記に、経営者業績指標について開示することを要求されるすべての情報を含める。

ii. 別個の注記に、経営者業績指標について要求されるすべての情報を含める。

### 3. 区分及び小計に関連する論点

IASB は、純損益計算書において次のことを明確化することを暫定的に決定した。

a) 資産又は負債の認識の中止から生じる収益及び費用、認識の中止の直前に当該資産又は負債が生み出していた収益及び費用と同じ区分に分類される。

b) 資産又は負債からの収益及び負債の分類を（当該資産又は負債の認識に影響を与えずに）変化させる取引又は他の事象から生じる収益及び費用は、当該取引又は他の事象の直前に収益及び費用が分類されていた区分に分類される。

c) (a)及び(b)に記述した収益及び費用が、資産及び負債のグループに関わる単一の取引又は他の事象から生じる場合で、当該資産及び負債のグループに関する収益及び費用が当該取引又は他の事象の直前に異なる区分に分類されていた場合には、

i. 当該取引又は他の事象に係る利得又は損失は、当該グループの中の資産のいずれかが営業区分に分類されていた収益及び費用を生み出していた場合には、営業区分に分類される。

ii. 当該取引又は他の事象に係る利得又は損失は、当該グループの中のすべての資産が投資区分に分類されていた収益及び費用を生み出していた場合には、投資区分に分類される。

IASB は、特定の企業は「財務及び法人所得税前純損益」の小計を表示しない旨を確認することを暫定的に決定した。この禁止措置は、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業が、資金の調達のみに関わる取引から生じる負債からのすべての収益及び費用を営業区分に分類する場合に適用される。

### 4. IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」及び IAS 第 12 号「法人所得税」に関連する論点

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 正味貨幣持高に係る利得又は損失は、IAS 第 29 号を適用する企業が単一の科目に表示する場合には、純損益計算書において営業区分に分類される旨を明確化する。

b) IAS 第 12 号の範囲に含まれる資産及び負債から生じる為替差額のうち、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って純損益に認識されるものは、過大なコストや労力を伴う場合を除き、純損益計算書において法人所得税区分に分類される旨を明確化する。

## 2. 資本の特徴を有する金融商品

### 1. IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の範囲及び追加的な開示

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

a) IFRS 第 7 号の適用範囲について

i. IFRS 第 7 号の目的を拡張して、財務諸表の利用者が企業がどのように資金調達されているか、また現在および潜在的な所有構造がどのようなものであるかを理解できるようにする。

ii. IAS 第 32 号「金融商品：表示」における資本性金融商品の定義を満たすデリバティブへの言及を、IFRS 第 7 号の第 3 項(a)（そのようなデリバティブを IFRS 第 7 号の範囲から除外している）から削除する。

b) 取引条件に関する開示要件について

i. 「債務類似」及び「資本類似」の特性の説明及び例示

を、公表予定の公開草案の適用指針及び設例を内容とするセクションに含める。

ii. 「債務類似」及び「資本類似」の特性の開示には、定量的情報と定性的情報の両方が含まれることを明確化する。

iii. 複合金融商品の金融負債部分及び資本部分に当初に配分した金額を開示することを企業に要求する。

iv. 金融商品（又はその構成部分）を金融負債又は資本に分類するにあたり行った重大な判断を開示することを企業に要求する。

v. 該当がある場合、金融商品の契約期間の終了前時の経過により発効又は失効する契約条件に関する情報を開示することを企業に要求する。

**c) IAS 第 32 号の分類及び表示の要求事項の明確化の提案を補完するための開示要求について**

i. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 80A 項の開示要求を IFRS 第 7 号に移し、契約条件の実質の変更が契約の外の状況変化から生じた場合の分類変更を扱うように拡張する。企業は、金融負債又は資本に分類変更した金額及びそれらから分類変更した金額、並びに当該分類変更の時期及び理由を開示することを要求される。

ii. 企業自身の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品について、具体的な開示することを企業に要求する。

iii. 企業の業績又は企業の純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んでいる金融負債の再測定から生じる各報告期間の利得又は損失の合計額の区分開示を要求する。

## 2 経過措置

IASB は次のこと暫定的に決定した。

**a) 修正案を遡及適用し比較情報を修正再表示することを企業に要求する。**

**b) IFRS 会計基準をすでに適用している企業について**

i. 実効金利法を遡及的に適用することが実務上不可能（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤

謬」で定義）である場合には、表示する最も古い比較対象期間の期首現在の公正価値を、その日現在の金融負債の償却原価として処理することを企業に要求する。

ii. 条件付決済条項のある複合金融商品の負債部分が適用開始日現在で存在しなくなっていた場合には、負債部分と資本部分を分離することを企業に要求しない。

iii. 適用開始により生じる分類の変更の性質及び金額を開示することを企業に要求する。

iv. IAS 第 8 号の第 28 項(f)における定量的開示の経過的な免除を設ける

v. 企業が修正を最初に適用する事業年度内に発行する期中財務諸表について、IAS 第 34 号「期中財務報告」の要求事項の経過的な免除を設けない。

**c) 初度適用企業については、追加の経過的な免除を要求しない。**

## 3. 公的説明責任のない子会社：開示

IASB は、IFRS 会計基準「公的説明責任のない子会社」の公表後に公表された IFRS 会計基準の修正における、公開草案で提案される基準開示要件に追加される結果的な変更を提案することを暫定的に決定した。

## 3 持分法

### 1. 関連会社に対する投資の当初認識-繰延税金

IASB は、投資者が関連会社の正味の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で認識することから生じる繰延税金資産（又は負債）を会計処理して、関連会社に対する投資の帳簿価額に含めることを提案することを暫定的に決定した。

### 2. リサーチ・プロジェクトの基準設定プロジェクトへの移行

IASB は次のことを決定した。

**a) 持分法のリサーチ・プロジェクトを基準設定の作業計画に移す。**

b) プロジェクトの目的を現在のものに更新する。IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に示されている持分法に関する適用上の疑問点に対する回答を、可能な場合には IAS 第 28 号から導き出された原則を用いて、開発する。

c) IASB が暫定的に決定した公開草案に向けて作業する。

i. 関連会社が持分決済型の株式に基づく報酬又は株式ワラントを付与する場合に投資者が持分法をどのように適用するかに関する提案を開発しないこと

ii. 次のことを提案すること

-関連会社に対する投資の取得時に、投資者は条件付対価を当該投資の取得原価の一部として認識し、その条件付対価を公正価値で測定する。

-取得日後に、資本に分類される条件付対価について、投資者は当該対価のその後の決済を資本の中で会計処理する一方で、その他の条件付対価について、当該対価を各報告日の公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

## 4. 企業結合-開示、のれん及び減損

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 定量的な減損テストを毎年実施するという要求を維持する

b) IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に対するコメント提出者から提案された代替案のいずれも追求しない。

c) 合理的なコストで、IAS 第 36 号で現在要求している減損テストよりも著しく有効となる異なる減損テストを設計することは実行可能ではない。

## 5. 維持管理及び一貫した適用

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 次の年次改善サイクルに 2 つの修正案を含める。

i. **借手のリース負債の認識の注記 (IFRS 第 9 号)**

IFRS 第 9 号第 2.1 項 (b) (ii) の改訂により、借手が消滅したリース負債をどのように会計処理する必要があるかを明確にするために、IFRS 第 9 号第 3.3.3 項への相互参照を追加する。修正案は、将来に向かって適用される。

ii. **公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示 (IFRS 第 7 号 IG)**

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 28 項との整合性を図るため、IFRS 第 7 号に付随する IG14 項を修正する

b) 修正案の早期適用を認める。

## 6. 適用後レビュー

以下の情報要請が発行されている。

a) IFRS 第 9 号の「減損」は 2023 年 9 月 27 日までコメントを受け付けている。

b) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」は 2023 年 10 月 27 日までコメントを受け付けている。

## IFRS 解釈委員会 (IC) 最新決定の概要

以下は、以下の日付で開催された IFRIC の会合における議論及び決定から生じた重要事項の最新の要約である。

- 2023年3月22- 補遺後
- 2023年6月7日

IASB によって公開された原文は、[こちら](#)で確認することが出来る。

## 個別財務諸表における親会社と子会社の合併

### (IAS 第 27 号「個別財務諸表」)

要望書に発議の事実パターンが記載されている。

- a. 親会社は個別財務諸表を作成し、子会社に対する投資を IAS 第 27 号を適用して認識する
- b. 当該子会社には事業が含まれている
- c. 親会社は子会社を合併し、子会社の事業が親会社の一部となる（合併取引）。

要望書は、親会社が個別財務諸表において合併取引をどのように会計処理すべきかを質問していた。特に、要望書は、合併取引が企業結合を構成し、その結果、親会社が IFRS 第 3 号「企業結合」のすべての要求事項を適用すべきかどうか、または当該合併を企業結合として会計処理すべきではなく、その場合、親会社は子会社の資産および負債を従前の帳簿価額で認識すべきかを質問していた。

委員会は、現在までに収集された証拠は、要望書に記載された合併取引の会計処理の多様性をほとんど示しておらず、親会社は一般的に、企業結合の会計処理に適用される IFRS 第 3 号の要求事項を適用していないことに留意した。委員会はまた、その調査結果に基づき、要望書に記載された事項は幅広い影響を有するものではないと結論付けた。その結果、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト: <https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>